

資料 II 森林の整備に関する事項

公益的機能別施業森林の区域 (別表2関係)

区 分	森 林 の 区 域
伐期の延長を推進すべき森林	33、34、55、67、74、75、98、99、117、 118、121、122、123、181、196、197、 198、210、211、300、302、308、309、 310、375、390、391、392、393、394、 395、416、459、460、461、462、463、 464、465、466、467、474、475、476、 477、478、479、480、481、482、483、 484、485、486、487、488、489、490、 491、513、514、519
長伐期施業を推進すべき森林	17、21、24、28、30、32、39、49、67、 74、75、80、90、96、98、99、100、 101、104、106、107、108、109、111、 112、113、114、116、120、125、127、 128、132、133、134、148、149、150、 154、155、159、161、164、165、166、 167、168、169、170、171、172、173、 174、175、176、177、179、180、184、 185、186、187、188、189、190、191、 192、194、195、196、197、198、199、 200、201、202、203、204、205、206、 207、208、209、212、213、214、226、 227、228、229、231、235、243、247、 249、250、252、254、255、256、257、 258、259、260、261、263、264、266、 267、268、269、270、276、277、278、 288、299、300、304、305、306、307、 308、309、311、312、313、314、315、 316、317、319、320、321、322、323、 324、327、330、335、339、342、343、 351、357、358、366、367、371、372、 373、374、378、379、380、381、382、 383、384、385、386、387、388、389、 390、392、393、394、399、402、406、 416、417、418、419、426、427、435、 446、447、448、449、453、454、455、 456、457、458、468、469、470、471、

		4 7 2、4 7 3、4 8 5、4 9 1、4 9 2、4 9 3、4 9 4、 4 9 5、4 9 6、4 9 7、4 9 8、4 9 9、5 0 0、5 0 1、 5 0 2、5 0 3、5 0 8、5 1 2、5 1 5、5 2 0、5 2 1、 5 2 2、5 2 5、5 2 7、5 2 8、5 3 1、5 3 2、5 3 3、 5 3 6、5 3 7、5 3 8、5 3 9、5 4 0、5 4 1、5 4 2、 5 4 3、5 4 4、5 4 5、5 4 6、5 4 7 そのほか公益財団法人やまがた森林と緑の推進機構造林 地及び国立研究開発法人森林研究・整備機構造林地を含む
複層林 施業を 推進す べき森 林	複層林施業 を推進すべ き森林（択 伐によるも のを除く）	2 5 2、2 5 3、2 5 4、2 5 5、2 3 6、2 6 1、2 6 2、 4 8 1
	択伐による 複層林施業 を推進すべ き森林	2 2 8、3 3 0
特定広葉樹の育成を 行う森林施業を推進 すべき森林		該当なし